

○藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（多量排出事業者等）

第 15 条 事業系一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物（以下「多量排出事業所」という。）の所有者又は占有者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者等」という。）は、その多量排出事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を図らなければならない。

2 多量排出事業者等は、その多量排出事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関し、規則で定めるところにより、計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の計画の実施について調査、指導することができる。

4 多量排出事業者等は、前項の規定による調査、指導に応じなければならない。

5 多量排出事業者等は、その多量排出事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

6 市長は、第 1 項、第 2 項、第 4 項又は前項の規定に違反していると認める多量排出事業者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかつたときは、その多量排出事業所から排出される廃棄物の受け入れを拒否することができる。

○藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（抜粋）

（多量排出事業者等）

第 10 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める多量排出事業者は、1 月平均 3 トン以上又は年間 36 トン以上の事業系一般廃棄物を排出する者とする。

（事業系一般廃棄物減量化等計画）

第 11 条 条例第 15 条第 2 項の規定により、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関し作成する計画書は、事業系一般廃棄物減量化等計画書とし、事業年度ごとに定めるものとする。

（廃棄物管理責任者）

第 12 条 条例第 15 条第 5 項に規定する廃棄物管理責任者は、同条第 1 項の土地又は建物の所有者又は維持管理について権限を有する者のうちから選任するものとする。

2 条例第 15 条第 5 項の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書により行うものとする。

（改善勧告及び受入拒否）

第 13 条 条例第 15 条第 6 項の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

2 条例第 15 条第 7 項の規定により廃棄物の受け入れを拒否する場合は、廃棄物受入拒否通知書により通知するものとする。